

第2次土岐市男女共同参画プラン①

平成15年度に策定した土岐市男女共同参画プランの計画期間満了に伴い、今年度、第2次土岐市男女共同参画プランを策定しました。

第2次プランでは、市の現状や市民意識調査の結果、これまでの取り組み状況などを踏まえて次の3つの基本目標を設けました。

▽基本目標1

男女共同参画意識の高揚

▽基本目標2

あらゆる場面での男女共同参画の推進

▽基本目標3

配偶者等からの暴力のない社会づくり

基本目標の一つ目は「男女共同参画意識の高揚」です。男女共同参画社会を実現するための各種取り組みの実施に当たっては、まず市民一人一人が男女共同参画意識を持つことが重要です。しかし、市民意識調査の結果からは「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担の意識がまだまだ見られるなど、

男女共同参画意識が浸透しているとはいえない状況です。

男女共同参画意識を持ち、お互いを尊重することができるようになる環境づくりとして、市では、広報紙やホームページを活用した意識啓発や関連図書資料などの充実、講座や講演会の開催といった取り組みを進めます。

また、男女共同参画意識の醸成には、幼少の頃からの取り組みが不可欠です。これからも、幼児教育や学校教育における性別にとらわれない個性を尊重する教育の推進、地域活動や生涯学習の中で男女共同参画意識を醸成できるような取り組みを進めていきます。

市民の皆さんにも、講演会などさまざまな取り組みに参加してもらいたいと思っています。地域の慣習や慣行について見直したり学校活動やPTA活動に参加したりして、性別にとらわれずに、活動の範囲を広げてみてはいかがでしょうか。

(次回へ続く)

国保が守るみんなの健康

市民課保険年金係 (内線130~134)

平成26年4月2日以降に70歳になる方へ  
医療費の自己負担割合が変わります

■高齢受給者証

国民健康保険に加入している方が70歳になると高齢受給者になり、誕生月の翌月(1日が誕生日の方はその月)から医療費の自己負担割合が3割から2割(※)に変わります。また、変更となる前日までに高齢受給者証を交付します。

※平成26年3月31日までは一部負担金軽減特例措置により1割に据え置かれていました。

この欄で自己負担割合を確認できます。

■特例措置の見直し

平成26年度からは、より公平な仕組みとするため特例措置が見直され、高齢受給者の自己負担割合が1割から2割になります。ただし、高齢者の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、4月1日以前に70歳であった方はこれまで通り1割負担のままです。今後70歳の誕生日を迎えた方から段階的に実施されます。

○昭和19年4月2日以降に生まれた方  
(4月2日以降に70歳になる方)

70歳になる前	70歳になった翌月
3割	2割

○昭和19年4月1日以前に生まれた方  
(4月1日以前に70歳であった方)

3月31日まで	4月以降
1割	1割

※いずれの方も、現役並みの所得がある場合は3割負担です。